

令和3年度「登録海上起重基幹技能者講習」及び「登録海上起重基幹技能者更新講習」に関する助成金制度(厚生労働省)のご案内

一般社団法人 日本海上起重技術協会

1. 助成金の名称：人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース(経費助成・賃金助成)
2. 支給対象者：中小建設事業主（雇用保険料率 12/1,000 の中小建設事業主）
3. 要件等
 - ① 中小建設事業主が受講料を負担して雇用する建設労働者に当該講習を受講させた場合
 - ② 受講者は雇用保険の被保険者である建設労働者（船員保険加入者は対象外）

4. 助成額

講習の種類及び受講料	助成額（受講者1人） (雇用保険被保険者数20人以下)	助成額（受講者1人） (雇用保険被保険者数21人以上)
<p>「登録海上起重基幹技能者講習」</p> <p>受講料 55,000円(税込み)</p>	<p>①経費助成・・・41,250円 (55,000円の3/4)</p> <p>②賃金助成・・・17,100円 (8,550円×2日)</p> <p>助成額①+②=58,300円</p> <p>*受講者が建設キャリアアップシステム技能者情報登録者である場合の賃金助成9,405円</p> <p>*助成額は100円未満切り捨て</p>	<p>※受講者の年齢35歳以上の場合</p> <p>①経費助成・・・24,750円 (55,000円の9/20)</p> <p>②賃金助成・・・15,200円 (7,600円×2日)</p> <p>助成額①+②=39,900円</p> <p>*受講者が建設キャリアアップシステム技能者情報登録者である場合の賃金助成8,360円</p> <p>*助成額は100円未満切り捨て</p>
<p>「登録海上起重基幹技能者更新講習」</p> <p>受講料 25,300円(税込み)</p>	<p>① 経費助成・・・18,975円 (25,300円の3/4)</p> <p>②賃金助成・・・8,550円 (8,550円×1日)</p> <p>助成額①+②=26,100円</p> <p>*受講者が建設キャリアアップシステム技能者情報登録者である場合の賃金助成9,405円</p> <p>*助成額は100円未満切り捨て</p>	<p>※受講者の年齢35歳以上の場合</p> <p>①経費助成・・・11,385円 (25,300円の9/20)</p> <p>②賃金助成・・・7,600円 (7,600円×1日)</p> <p>助成額①+②=※18,100円</p> <p>*受講者が建設キャリアアップシステム技能者情報登録者である場合の賃金助成8,360円</p> <p>*助成額は100円未満切り捨て</p>

- ・※の受講者の年齢が35歳未満の場合の経費助成率は、7/10となります。
- ・生産性要件を満たした事業主に対しては、助成金が増額加算されます。詳しい内容については、厚生労働省ホームページをご覧ください。

5. 支給手続

○ 支給申請は、講習終了日の翌日から原則2ヶ月以内に申請を行う必要があります。

「人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース（経費助成・賃金助成））支給申請書（建技様式第3号）」及び「受講者名簿及び人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース（経費助成・賃金助成））の助成金支給申請内訳書（建技様式第3号別紙1）」並びに「添付書類」を都道府県労働局又はハローワークに提出してください。（支給申請書の裏面に「添付書類」が記載されています。）

なお、「登録海上起重基幹技能者講習」について書類提出の際、当協会発行予定の「修了証」（写）は添付出来ない旨を担当者に説明してください。（理由：講習試験合格者の発表が12月上旬を予定しており、合格者に対して発行する「修了証」は1月に発送予定のため支給申請期限までに間に合いません。）

○ 助成金の支給申請には、受講者について当協会（実施団体）の受講証明が必要です。

<別紙記載例参照>

- (1) 講習終了後、「受講者名簿及び人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース（経費助成・賃金助成））の助成金支給申請内訳書（建技様式第3号別紙1）」の①受講者名簿の受講者氏名欄に受講者氏名を記入した書類（別紙の記載例参照）及び返信用封筒（返送先住所等を記載し、84円切手を貼ってください。）を同封して当協会に郵送してください。
- (2) 当協会が③-1及び③-2について記入、押印し、また、支給申請に必要な受講料の領収書を一緒に送付します。

受講証明の送付先

〒103-0002 東京都中央区日本橋馬喰町1-3-8 ユースビル8階

一般社団法人 日本海上起重技術協会（担当：鈴木） TEL03-5640-2941

・「人材開発支援助成金」に関するご質問等については、都道府県労働局やハローワークにお尋ねください。

<参考>

1. 申請用紙は、「厚生労働省」のホームページに「人材開発支援助成金」に関する申請用紙が掲載されています。
また、協会ホームページよりダウンロードして使用することが出来ます。
2. 当協会が実施している「海上起重作業管理技士講習」及び「海上起重作業管理技士更新講習」は、当該助成金制度の対象ではありません。

受講者名簿及び人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース（経費助成・賃金助成））の助成金支給申請内訳書

① 受講者名簿										② 建設労働者技能実習コース（賃金助成）の助成金支給申請内訳				③-1受講証明			
No.	35歳未満※1	受講者氏名	C C U S ※	所属事業所名	雇用保険被保険者番号	雇用保険料率	下請名簿番号	資本金・出資総額	常用労働者数	建設業許可番号	受講日数	助成対象日数	申請額（左欄の日数×日額単価）	※算定額 (記入しないでください。)	実施年月日 (実施時刻)※2	学科時間	実技時間
1		海上 一郎				1,000					日	日	円	円	令和3年10月21日 (9:30~17:00)	6	
2		"				1,000									令和3年10月22日 (9:30~15:00)	4.5	
3		海上 二郎				1,000									令和3年10月21日 (9:30~17:00)	6	
4		"				1,000									令和3年10月22日 (9:30~15:00)	4.5	
5		海上 三郎				1,000									令和3年10月21日 (9:30~17:00)	6	
6		"				1,000									令和3年10月22日 (9:30~15:00)	4.5	
7						1,000									(: ~ :)		
8						1,000									(: ~ :)		
9						1,000									(: ~ :)		
10						1,000									(: ~ :)		
										合 計	日	日	円	円			
所属する建設事業主団体が技能実習を実施した場合又は登録教習機関等に委託して技能実習を実施した場合は③-1及び③-2を訓練実施機関が記入し証明をしてください。その際、裏面の2の(5)のロの(ii)について、確認してください。 事業主自ら技能実習を実施した場合は事業主が③-1を記入してください。③-2の記入は必要ありません。										③-2 受講証明 労働局長 上記の者は、当社（団体）が実施した技能実習の受講者であり、上記の受講日（時間）の数を受講したものであること及びカリキュラム全体の時間数の7割以上の時間を受講したことを証明します。また、裏面の2の(5)のロの(ii)について、同意します。 証明年月日 令和 年 月 日 実施機関名 一般社団法人 日本海上起重技術協会 代表者氏名 会長 寄 神 茂 之 (連絡先電話番号 03-5640-2941)				※備考			

(注1) この内訳書に記入するときは、裏面の注意事項を参照してください。

(注2) 「②建設労働者技能実習コース（賃金助成）の助成金支給申請内訳」は、建設労働者技能実習コース（賃金助成）の支給申請を行う場合に記入してください。

(注3) 「③-1受講証明」、「③-2受講証明」欄における学科時間、実技時間についてはそれぞれ受講した時間を記載してください。また、学科試験・実技試験の時間も含めてください。

学科試験・実技試験については、実施時刻、学科時間・実技時間に含まれます。

※1：（被保険者が21人以上の中小建設事業主のみ）訓練開始日において35歳未満である者に○を記入してください。なお、35歳未満の者とは訓練開始日が35歳の誕生日の前々日である者です。

※2：通信制の場合であっても、通学して実習した受講年月日及び実施時刻について記載すること。

※3：建設キャリアアップシステム（CCUS）技能者情報登録者の場合に○を記入してください。

受講者名簿及び人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース（経費助成・貸金助成））の助成金支給申請内訳書

① 受講者名簿										② 建設労働者技能実習コース（貸金助成）の助成金支給申請内訳				③-1受講証明			
No.	35歳未満※1	受講者氏名	C C U S ※	所属事業所名	雇用保険被保険者番号	雇用保険料率	下請名簿番号	資本金・出資総額	常用労働者数	建設業許可番号	受講日数	助成対象日数	申請額（左欄の日数×日額単価）	※算定額 （記入しないでください。）	実施年月日（実施時刻）※2	学科時間	実技時間
1		海上 一郎				1,000							円	円	令和3年9月3日 (9:30~15:50)	4.5	
2		海上 二郎				1,000									令和3年9月3日 (9:30~15:50)	4.5	
3		海上 三郎				1,000									令和3年9月3日 (9:30~15:50)	4.5	
4						1,000									(: ~ :)		
5						1,000									(: ~ :)		
6						1,000									(: ~ :)		
7						1,000									(: ~ :)		
8						1,000									(: ~ :)		
9						1,000									(: ~ :)		
10						1,000									(: ~ :)		
										合 計	日	日	円	円	/		
所属する建設事業主団体が技能実習を実施した場合又は登録教習機関等に委託して技能実習を実施した場合は③-1及び③-2を訓練実施機関が記入し証明をしてください。その際、裏面の2の(5)の口の(ii)について、確認してください。 事業主自ら技能実習を実施した場合は事業主が③-1を記入してください。③-2の記入は必要ありません。										③-2 受講証明 労働局長 上記の者は、当社（団体）が実施した技能実習の受講者であり、上記の受講日（時間）の数を受講したものであること及びカリキュラム全体の時間数の7割以上の時間を受講したことを証明します。また、裏面の2の(5)の口の(ii)について、同意します。 証明年月日 令和 年 月 日 実施機関名 一般社団法人 日本海上起重技術協会 代表者氏名 会長 寄 神 茂 之 （連絡先電話番号 03-5640-2941）				※備考			

（注1）この内訳書に記入するときは、裏面の注意事項を参照してください。

（注2）「②建設労働者技能実習コース（貸金助成）の助成金支給申請内訳」は、建設労働者技能実習コース（貸金助成）の支給申請を行う場合に記入してください。

（注3）「③-1受講証明」、「③-2受講証明」欄における学科時間、実技時間についてはそれぞれ受講した時間を記載してください。また、学科試験・実技試験の時間も含めてください。

学科試験・実技試験については、実施時刻、学科時間・実技時間に含まれます。

※1：（被保険者が21人以上の中小建設事業主のみ）訓練開始日において35歳未満である者に○を記入してください。なお、35歳未満の者とは訓練開始日が35歳の誕生日の前々日である者です。

※2：通信制の場合であっても、通学して実習した受講年月日及び実施時刻について記載すること。

※3：建設キャリアアップシステム（CCUS）技能者情報登録者の場合に○を記入してください。

受講者名簿及び人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース（経費助成・賃金助成））の助成金支給申請内訳について

1 提出上の注意

この受講者名簿及び人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース（経費助成・賃金助成））の助成金支給申請内訳書は、建設事業主が人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース（経費助成／賃金助成））の助成金の支給申請を行う場合、人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース（経費助成・賃金助成））支給申請書（建技様式第3号）に添付してください。

2 記入上の注意

- (1) 建設事業主が、その雇用する建設労働者のみを対象に技能実習をした場合
 - イ ①「受講者名簿」欄は、「受講者氏名」、「所属事業所名」、「雇用保険被保険者番号」及び「雇用保険料率」を記入してください。
 - ロ ②「建設労働者技能実習コース（賃金助成）の助成金支給申請内訳」欄は、建設労働者技能実習コース（賃金助成）の支給申請を行う場合に、受講者のうち建設労働者技能実習コース（賃金助成）の助成金の支給要件に該当するものについて所要の事項を記入してください。
- (2) 中小建設事業主が、上記(1)の受講者に併せて中小建設事業主と直接の下請関係にある中小建設事業主（以下「下請中小建設事業主」といいます。）の雇用する建設労働者をも対象に技能実習を実施した場合
 - イ 中小建設事業主の雇用する受講者については、上記(1)のイ及びロと同様です。
 - ロ 下請中小建設事業主の雇用する受講者については、次により記入してください。
 - (イ) ①「受講者名簿」欄は、全ての事項を記入してください。
 - (ロ) ②「建設労働者技能実習コース（賃金助成）の助成金支給申請内訳」欄は、記入する必要はありません。
- (3) 「助成対象日数」欄は、受講期間中に賃金を支払った日数（20日を限度とします。）を記入してください。ただし、助成対象となるのは1日に3時間以上受講した日に限りです。（1日に2時間45分以上の場合には、3時間とみなして構いません。）
- (4) 「申請額」欄は、「助成対象日数」に日額単価）を乗じて得た額を記入してください。

日額単価は技能実習の開始日時時点で雇用する雇用保険被保険者数20人以下の事業主は8,550円（建設キャリアアップシステム技能者情報登録者の場合は9,405円）、雇用する雇用保険被保険者数21人以上の事業主は7,600円（同8,360円）となります。

- (5) 「③-1受講証明」、「③-2受講証明」欄
 - イ 建設事業主が自ら実施した場合
建設事業主が、自らが実施する技能実習をその雇用する建設労働者に受けさせた場合、実施年月日ごとに、実施時刻（例 10：00～17：00）、学科時間、実技時間について「③-1受講証明」欄に記載してください。
 - ロ 所属する建設事業主団体又は登録教習機関等に委託して実施した場合
 - (i) 建設事業主が、所属する建設事業主団体又は登録教習機関等に委託して技能実習をその雇用する建設労働者に受けさせた場合、当該実施機関の受講証明が必要となりますので、実施年月日ごとに、実施時刻（例 10：00～17：00）、学科時間、実技時間について「③-1受講証明」、「③-2受講証明」欄に当該実施機関の記入及び証明を受けてください。

(ii) 所属する建設事業主団体又は登録教習機関等が上記(i)の証明を行う場合は、以下について同意の上ご記載ください。
本助成金に関し、審査に必要な事項についての確認を労働局（安定所）が行う場合には協力します。

また、平成31年4月1日以降に訓練が開始された本助成金の訓練に関し、訓練について偽りその他不正の行為により、申請事業主等が本来受けることのできない助成金を受けた場合であって、訓練実施者が不正受給に関与していた場合（偽りその他不正の行為の指示やその事実を知りながら黙認していた場合を含む。）は、①申請事業主等が負担すべき一切の債務について、申請事業主等と連帯し、請求があった場合、直ちに請求金（※）を弁済すべき義務を負うこと、②訓練実施者（又は法人等）の名称、所在地、代表者氏名及び不正の内容が公表されること、③不支給とした日又は支給を取り消した日から起算して5年間（取り消した日から起算して5年を経過した場合であっても、請求金が納付されていない場合は、時効が完成している場合を除き、納付日まで）は、下記訓練実施者が行った訓練については、助成金の支給対象とならないことについて承諾します。

※ 請求金は、偽りその他不正の行為による場合は、①不正受給により受け取った額、②不正受給の日の翌日から納付の日まで、年3%の割合で算定した延滞金、③不正受給により受け取った額の20%に相当する額の合計額です。